

○福島市自転車放置防止条例施行規則

平成二年三月三十日

規則第十一号

(趣旨)

第一条 この規則は、福島市自転車放置防止条例(平成二年条例第十八号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(放置禁止区域指定の告示)

第二条 条例第八条第三項の規定による告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 放置禁止区域の指定の効力の発生效力年月日

二 放置禁止区域の範囲

(自転車放置禁止区域標識等の設置)

第三条 市長は、条例第八条第一項により放置禁止区域を指定したときは、当該放置禁止区域内に自転車放置禁止区域標識その他当該地区が放置禁止区域であることを周知するため必要なものを設置するものとする。

(場所及び時間帯の公表の方法)

第四条 条例第九条第二項の規定による場所及び時間帯を定めた旨の公表は、表示板及び本市の広報紙への掲載その他の広く周知を図ることができる方法により行うものとする。

(撤去・保管の告示)

第五条 条例第十条第三項の規定による告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 撤去し、保管した自転車が放置されていた場所

二 撤去し、保管した自転車の台数

三 撤去し、保管した年月日

四 撤去し、保管した自転車の返還を行う時間及び場所

五 撤去し、保管した自転車の返還を行う期間

六 前各号に掲げるもののほか、撤去し、保管した自転車の返還等に必要と認められる事項

(放置自転車の返還)

第六条 条例第十条第二項の規定により撤去され、保管された自転車の利用者等は、当該自転車の返還を受けようとするときは、放置自転車返還申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。この

場合において当該利用者等は、当該自転車の利用者等であることを証明しなければならない。

(相当の期間)

第七条 条例第十条第四項に規定する相当の期間は、告示の日から九十日とする。

(費用の額)

第八条 条例第十一条第二項に規定する費用の額は、千円とする。

(審議会の委員)

第九条 条例第十二条に規定する委員は、次のとおりとする。

- 一 学識経験のある者 五人以内
- 二 関係団体等を代表する者 四人以内
- 三 関係行政機関の職員 三人以内

(委員長及び副委員長)

第十条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第十一条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員でない者の出席)

第十二条 会議に委員長が必要と認めたとき、又は委員の申出により委員長が適当と認めたときは、専門的事項について知識経験を有する者又は議事について特に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(庶務)

第十三条 審議会の庶務は、都市政策部交通政策課において処理する。

(委任)

第十四条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成二年四月一日から施行する。ただし、第五条から第八条までの規定は、条例第九条から第十一条までの規定の施行の日から施行する。

附 則(平成五年規則第三号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則(平成七年規則第六号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成八年規則第一〇号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年規則第一九号)

この規則中第一条の規定は平成十三年四月一日から、第二条の規定は同年六月一日から施行する。

附 則(平成一五年規則第一二号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。